

第11次厚木市総合計画（案）

＜＜概要版＞＞

令和7（2025）年9月

厚木市

序章

1 策定の趣旨（本編2ページ）

本市では現在、令和3(2021)年度を始期とする第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、社会経済情勢は大きく変化し、今後も様々な変化を見据えたまちづくりが求められています。

こうしたことから、今後のまちづくりの方向性を新たに示すため、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け（本編2ページ）

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像を掲げるとともに、その実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示す、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。

3 計画の構成と期間（本編2ページ）

(1) 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための政策や施策の方針、施策体系を定めるものです。

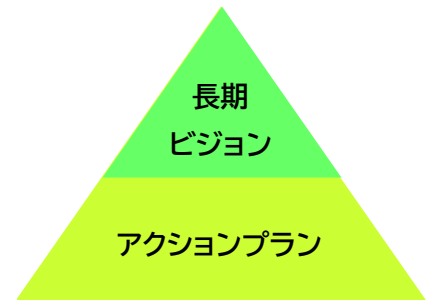
(2) アクションプラン

具体的な事業を年度別に定めるものです。

(3) 計画期間

長期ビジョンは令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

アクションプランは令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間の第2期計画期間とします。



4 策定の背景（本編3～14ページ）

本市を取り巻く社会経済情勢の変化として、人口減少・超高齢社会の進展、こども・若者や女性、外国人住民などへの支援の必要性、新たなデジタル技術の活用やSDGsの達成に向けた取組等が挙げられ、行政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしています。こうした背景に留意した上で、計画を策定します。

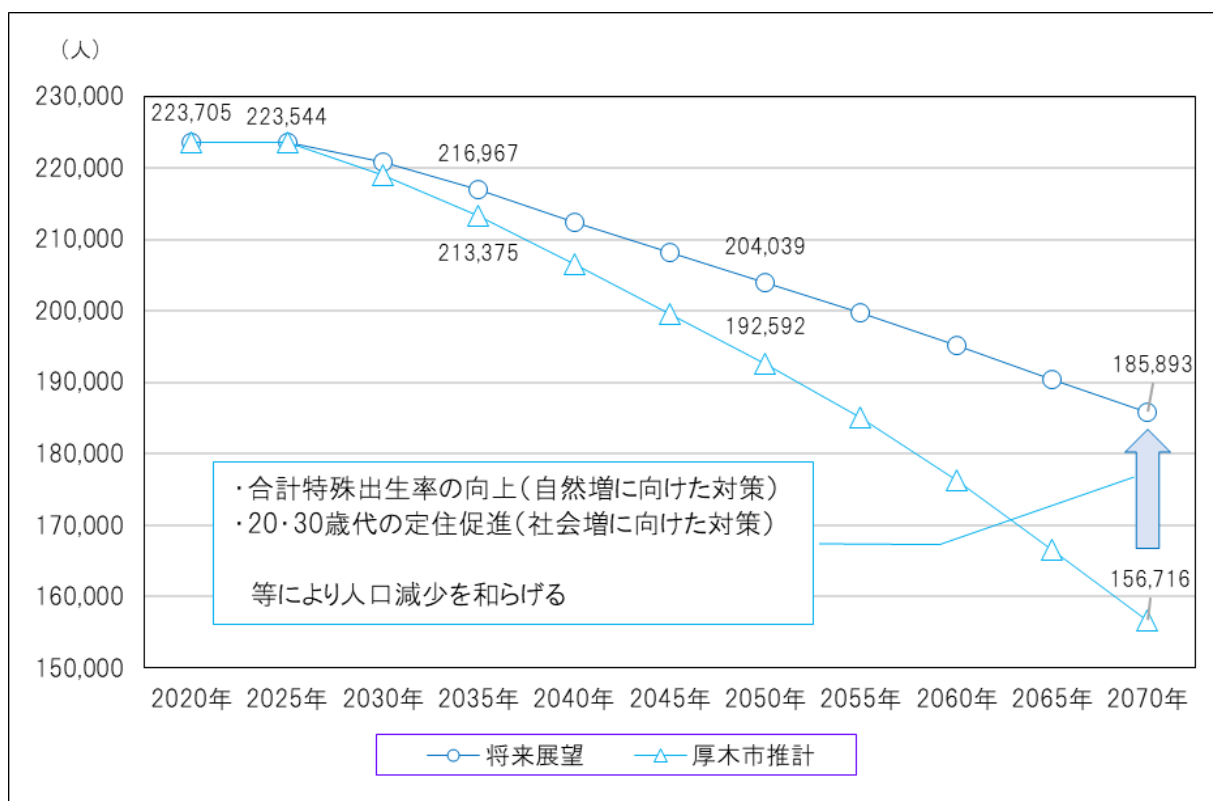
本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

1 人口の推移（本編 16～19 ページ）

本市の人口総数は、令和 2（2020）年からは減少傾向に転じており、令和 7（2025）年には 223,544 人となっています。

2 人口の将来推計（本編 20～23 ページ）

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」の推計に基づいて本市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）及び、合計特殊出生率の上昇や 20・30 歳代の転出抑制等への取組による目標人口（将来展望）は、次のとおりです。



出典：厚木市作成

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略（本編 24 ページ）

本市では、「厚木市人口ビジョン」及び「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、人口減少などに向けた取組を進めてきました。

総合計画においても、人口減少に対する施策を位置付けるなど総合戦略と共通する考え方を有していることから、両計画を一体化することで、より効果的・効率的な運用を図ります。

長期ビジョン

1 将来都市像（本編 27 ページ）

本市の将来都市像（目指すまちの姿）を次のとおり定めます。

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A (^{アンビシャス}Ambitious)・・・未来を切り拓く

T (^{トゥゲザー}Together)・・・共に創る、育む

S (^{セーフ}Safe)・・・安心と安全

U (^{ユニーク}Unique)・・・ほかにはない

G (^{グリーン}Green)・・・自然と共に

I (^{インスパイア}Inspire)・・・創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将来の目標人口（本編 27 ページ）

全国的に人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、本市においても今後は人口が更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を講じることにより令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針（本編 28・29 ページ）

人口減少が進展する中、都市的土地利用と自然的土地利用のバランスを図りながら、次の視点に基づき計画的な土地利用を進めます。

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりや、交通の要衝としての優位性をいかした土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

豊かな自然環境や農地の保全、農地の多面的な機能の活用など、自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

防災・減災対策の推進を図るための、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）（本編 30～34 ページ）

将来都市像を実現するため、将来にわたって活力あるまちであり続ける必要があることから、三つの戦略を掲げた重点プロジェクトを位置付けます。

重点プロジェクトは、重点的に取り組む施策を分野横断的に推進することから、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けます。

将来都市像の実現に向けて、誰もが未来に希望を持ち、安心して暮らし続けることができ、本市に住む一人一人が幸せを実感できるまちづくりを進めます。

（1）戦略1（住みたいまち）：厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

- ア 新たな人の流れを生み出すまちづくり
- イ 新たな発見がある魅力的なまちづくり
- ウ 穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
- エ つながり支え合う地域づくり

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
総人口	223,544人	221,000人	217,000人

（2）戦略2（育てたいまち）：こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

- ア 出産・子育ての希望がかなう環境づくり
- イ こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0～14歳人口	23,903人	21,500人	20,500人

（3）戦略3（働きたいまち）：地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

- ア 暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
- イ 人にも企業にも選ばれるまちづくり

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数	7,235事業所	7,900事業所	8,500事業所
従業者数	152,128人	153,000人	154,000人
法人均等割 納税義務者数	7,910事業所	8,600事業所	9,200事業所

5 まちづくりの目標（政策）（本編 35 ページ）

将来都市像の実現に向けた六つのまちづくりの目標（政策）を設定し、施策を展開します。

(1) Ambitious（未来を切り拓く）：子育て・教育

こどもたちが未来を切り拓く創造力を育む環境をつくれます。

(2) Together（共に創る、育む）：福祉・健康・コミュニティ

安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくれます。

(3) Safe（安心と安全）：安心・安全

安心・安全に暮らせる環境をつくれます。

(4) Unique（ほかにはない）：都市整備・産業

ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくれます。

(5) Green（自然と共に）：環境

豊かな自然と共生する環境をつくれます。

(6) Inspire（創造と発見）：スポーツ・文化芸術・魅力

住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくれます。

6 施策（本編 36～65 ページ）

政策	施策	施策の目指す姿
教育 子育て・	01 子育て	こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。
	02 学校教育	こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。
福祉・健康・ コミュニティ	03 地域福祉	地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。
	04 高齢者福祉	高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。
	05 障がい者福祉	障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。
	06 保健・医療	健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。
	07 社会教育	知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。
	08 市民協働	市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。
	09 生涯学習	生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。
	10 人権・平和	市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

政策	施策	施策の目指す姿
安心・安全	11 防災・減災	防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。
	12 消防・救急	火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。
	13 防犯	犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。
	14 交通安全	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。
都市整備・産業	15 都市・交通	誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。
	16 道路	効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。
	17 基盤整備	魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。
	18 公園・緑地	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、市民が豊かに暮らしています。
	19 産業・労働	市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。
	20 商業	魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。
	21 農業	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっています。
環境	22 温暖化対策	再生可能エネルギーの使用及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。
	23 循環型社会	ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。
	24 自然・生活環境	豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。
文化芸術・魅力 スポーツ・	25 スポーツ	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。
	26 文化芸術	文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。
	27 観光	多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。
	28 魅力発信	本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

7 行政運営の五つの基本姿勢（本編 66・67 ページ）

今後、様々な変化に対応していくためには、次のような視点を踏まえて行政運営を進めていく必要があります。

(1) 社会経済情勢に対応した行政経営

社会経済情勢の急速な変化に対して柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。

(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

公共施設やインフラの老朽化が進む中、人口減少や少子高齢化によるニーズの変化を捉え、施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などを進め、本市の行政サービスを支える公共施設を持続可能なものにします。

(3) DXの推進

新たなデジタル技術の活用による業務効率化を図るなど、DXによる行政改革を推進します。

(4) 多様な主体との連携

民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携の取組を推進します。

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、県央やまなみ協議会や県央相模川サミットなどの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

8 進行管理（本編 68 ページ）

政策に基づく各施策について、毎年度、評価・検証を実施し、PDCAサイクルを活用した計画の進行管理を行います。

また、各施策において成果指標を設定し、計画の中間年度及び最終年度における目標値に対する達成状況について評価を行うなど、社会経済情勢の変化に合わせ、見直し・改善を図っていきます。

